

第 4 回大田原市庁舎整備等検討委員会において確認された事項

1 庁舎の整備手法と概算費用

- (1) 第 4 回庁舎整備等検討委員会で示した「庁舎の整備手法と概算費用の評価」を各委員が評価した結果、「本庁舎を修繕して復旧する」及び「既存の施設の利活用により補う」という整備手法については今後議論の対象から外し、「本庁舎を適正な規模 10,000 m²で建替える」内の 4 つの整備手法の中から最善策を絞り込むこととする。
- (2) 「本庁舎を適正な規模 10,000 m²で建替える」内の 4 つの整備手法をさらに評価するために、次回委員会に次の資料を提出する。
- ・ 本庁舎を建替える場合想定される用地とその評価軸
 - ・ 用地購入や建物建設に係る法的な制約
 - ・ 高度な機能の一覧と必要性の検証